

官報

号外

令和三年四月十三日

○第二百四回 衆議院會議録 第二十号

令和三年四月十三日(火曜日)

議事日程 第十二号

令和三年四月十三日

午後一時開議

- 第一 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案(厚生労働委員長提出)
第三 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
第四 平成二十八年年度一般会計歳入歳出決算
平成二十八年年度特別会計歳入歳出決算
平成二十八年年度国税収納金整理資金受払計算書
第五 平成二十八年年度政府関係機関決算書
平成二十九年年度一般会計歳入歳出決算
平成二十九年年度特別会計歳入歳出決算
平成二十九年年度国税収納金整理資金受払計算書
第六 平成二十九年年度政府関係機関決算書
平成二十八年年度国有財産増減及び現在額
第七 平成二十八年年度国有財産無償貸付状況総計算書
第八 平成二十九年年度国有財産増減及び現在額
総計算書

第九 平成二十九年年度国有財産無償貸付状況総計算書

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第二 令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案(厚生労働委員長提出)
日程第三 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第四 平成二十八年年度一般会計歳入歳出決算
算
平成二十八年年度特別会計歳入歳出決算
算
平成二十八年年度国税収納金整理資金受払計算書
平成二十八年年度政府関係機関決算書
日程第五 平成二十九年年度一般会計歳入歳出決算
算
平成二十九年年度特別会計歳入歳出決算
算
平成二十九年年度国税収納金整理資金受払計算書
平成二十九年年度政府関係機関決算書
日程第六 平成二十八年年度国有財産増減及び現在額
総計算書
日程第七 平成二十八年年度国有財産無償貸付状況総計算書

況総計算書

日程第八 平成二十九年年度国有財産増減及び現在額
総計算書

況総計算書

日程第九 平成二十九年年度国有財産無償貸付状況
総計算書

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

日程第一 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(大島理森君) 日程第一、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。総務委員長石田祝稔君。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(石田祝稔君登壇)

○石田祝稔君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害について、より円滑に被害者救済を図るため、発信者情報の開示請求に係る新たな裁判手続を創設するとともに、開示請求の対象となる事業者の範囲を見直す等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る四月五日日本委員会に付託され、翌六日武田総務大臣から趣旨の説明を聴取し、八日、質疑を行い、これを終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

令和三年四月十三日 衆議院會議録第二十号

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案

令和三年四月十三日 衆議院會議録第二十号

令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案 防衛省設置法等の一部を改正する法律案 平成二十八年年度決算外五件

防衛省設置法等の一部を改正する法律案 平成

二

○議長(大島理森君) 採決いたします。
本委員長の報告は可決であります。本委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本委員長の報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 日程第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

日程第二 令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案
(厚生労働委員長提出)

○議長(大島理森君) 日程第二、令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案を議題といたします。
委員長の趣旨弁明を許します。厚生労働委員長とかしきなおみ君。

令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案
(本号末尾に掲載)

〔とかしきなおみ君登壇〕
○とかしきなおみ君 ただいま議題となりました令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、低所得の子育て世帯に対する令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら給付金を使用することができるようにするため、給

付金の支給を受ける権利の差押え等を禁止するとともに、給付金として支給を受けた金銭の差押えを禁止する措置を講じようとするものであります。

本案は、去る九日の厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。
何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。
本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

日程第三 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第三、防衛省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。安全保障委員長若宮健嗣君。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔若宮健嗣君登壇〕
○若宮健嗣君 ただいま議題となりました法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数の変更及びインドとの物品役務相互提供協定に関する規定の整備等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る五日本委員会に付託され、翌六日岸防衛大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。

九日、質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。
本委員長の報告は可決であります。本委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

日程第四 平成二十八年度一般会計歳入歳出決算
平成二十八年度特別会計歳入歳出決算
平成二十八年度国税収金受払計算書
平成二十八年度国税収金受払計算書

日程第五 平成二十九年度一般会計歳入歳出決算
平成二十九年度特別会計歳入歳出決算
平成二十九年度国税収金受払計算書
平成二十九年度国税収金受払計算書

日程第六 平成二十八年度国有財産増減及び現在額計算書
平成二十八年度国有財産無償貸付状況計算書
平成二十八年度国有財産増減及び現在額計算書

日程第七 平成二十八年度国有財産増減及び現在額計算書
平成二十八年度国有財産無償貸付状況計算書
平成二十九年度国有財産増減及び現在額計算書

日程第八 平成二十九年度国有財産増減及び現在額計算書
平成二十九年度国有財産無償貸付状況計算書
平成二十九年度国有財産増減及び現在額計算書

日程第九 平成二十九年度国有財産増減及び現在額計算書
平成二十九年度国有財産無償貸付状況計算書
平成二十九年度国有財産増減及び現在額計算書

状況総計算書
平成二十九年度国有財産増減及び現在額計算書
平成二十九年度国有財産無償貸付状況計算書

○議長(大島理森君) 日程第四、平成二十八年度一般会計歳入歳出決算、平成二十八年度特別会計歳入歳出決算、平成二十八年度国税収金受払計算書、平成二十八年度政府関係機関決算書、日程第五、平成二十九年度一般会計歳入歳出決算、平成二十九年度特別会計歳入歳出決算、平成二十九年度国税収金受払計算書、平成二十九年度政府関係機関決算書、日程第六、平成二十八年度国有財産増減及び現在額計算書、日程第七、平成二十八年度国有財産無償貸付状況総計算書、日程第八、平成二十九年度国有財産増減及び現在額計算書、日程第九、平成二十九年度国有財産増減及び現在額計算書、右各件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。決算行政監視委員長馬淵澄夫君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕
〔馬淵澄夫君登壇〕

○馬淵澄夫君 ただいま議題となりました平成二十八年度決算外五件につきまして、決算行政監視委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、決算等の概要について申し上げます。
第一に、平成二十八年度であります。一般会計決算額は、歳入百二兆七千億円余、歳出九兆七千五百億円余であり、特別会計決算額は、歳入四百十兆千億円余、歳出三百九十五兆三千億円余であります。国税収金受払計算書は、収入十二兆円余、一般会計の歳入への組入れ額等七十兆七千億円余であり、政府関係機関決算額は、収入一兆円余、支出九千億円余であります。

次に、国有財産増減及び現在額計算書の年度末現在額は百六兆円余であり、国有財産無償貸付状況総計算書の年度末現在額は一兆円余であります。

第二に、平成二十九年度であります。一般会

計決算額は、歳入百三兆六千億円余、歳出九十八兆千億円余であり、特別会計決算総額は、歳入三百八十六兆四千億円余、歳出三百七十四兆千億円余であります。国税収納金整理資金は、収納済額七十五兆九千億円余、一般会計の歳入への組入れ額等七十四兆六千億円余であり、政府関係機関決算総額は、収入一兆千億円余、支出九千億円余であります。

次に、国有財産増減及び現在額総計算書の年度末現在額は百六兆八千億円余であり、国有財産無償貸付状況総計算書の年度末現在額は一兆千億円余であります。

本委員会におきましては、平成二十八年度決算外二件につき第百九十七回国会において、平成二十九年度決算外二件につき第百九十八回国会において、麻生財務大臣から概要説明を聴取した後、委員長から平成二十八年度及び平成二十九年度決算に関する議決案を提出いたしました。

以下、議決案の内容を申し上げます。

本院は、両年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

一 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

1 官民ファンドについては、株式会社農林漁業成長産業化支援機構では出資等の実績がないまま解散したサブファンドが見受け

られた。ガバナンスの強化及び情報公開を行うとともに合理化を検討すべきである。

また、国からの役職員の出向の在り方について疑念が抱かれぬよう見直しを検討すべきである。

2 新型コロナウイルス感染症対策については、今後も引き続き、治療薬やワクチンの早期承認に努めるとともに、感染症対策の現場を含めた医療・介護等に対する支援、様々な職種の特性や給与体系に対応した形での雇用に対する支援、観光需要の創出や消費の活性化等を含めた事業継続に対する支援等を、地域格差と地方公共団体の自由度にも配慮しつつ、迅速かつ十分に講じるべきである。一方で、支援事業の事務を民間に委託する場合には、公正さが疑われないよう徹底すべきである。

また、国民が我が国の感染状況を的確に理解し得るよう、正確な情報を多様な媒体を通じて発信すべきである。

3 高校生等奨学給付金については、除籍処分など高校生に学業上の不利益が発生していたことに鑑み、政府は都道府県を通じて学校に対し制度の周知徹底を図るべきである。また、代理受領制度に代わる制度改善を検討すべきである。

教育設備については、公立工業高等学校の測量設備等の老朽化の実態把握を行うとともに、近年の技術革新に合わせた設備の更新が可能となるような新たな補助制度の創設を検討すべきである。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会については、政府は関連性が疑われる予算の防止に努め、情報公開を徹底するとともに、開催に向けて、アスリートに配慮し、必要な支援策を講じるべきである。

4 社会保障制度改革については、高齢化や

働き方の変容による社会構造・価値観の変化を見据え、年金、医療、介護の各分野において、ICTの導入を支援するとともに、制度の重点化・効率化を図るべきである。

5 核燃料サイクルについては、もんじゅ廃炉を含め政府・民間合わせて約十一兆円が投じられたにもかかわらず、その具体的な見通しが明らかでない。今後、再処理施設の在り方やプルトニウムの利用見直しを含め、国民的議論を喚起して検討を進めるべきである。

6 河川管理については、ごく短い堤防の未整備区間が長期間進捗しないといったことのないよう、未整備区間を早期に完成させるべきである。また、一級河川については、中抜け区間も含め、国による一体管理に向けた検討を進めるべきである。

地域公共交通確保維持事業については、地域実態を踏まえた運用に必ずしもなっていない点を改め、補助要件の緩和を検討すべきである。

新たな住宅セーフティネット制度については、制度の活用が低調であることを踏まえ、自治体等から聞き取りを行い、至急改善策を講ずるべきである。

7 在日米軍関係経費の負担については、新たな特別協定に係る米国との交渉に当たっては、大幅な増額や新規経費が含まれぬよう厳格に対応すべきである。

8 規制改革に当たって、政府は形式主義的な制度・慣行を率先して見直し、テレワークなどを含めたデジタル化を積極的に推進し、我が国を災害や非常事態に強いイノベーション型な社会構造としていく方策を早急に採るべきである。

9 学校法人森友学園に対する国有地の売却

等については、決裁文書の改ざんなどが明らかになり、国民の信頼を著しく失われたことは極めて遺憾である。このような事案の再発を防止するため、政府は国有財産の管理に当たり、法令に基づく手続、公文書の管理、情報公開を徹底すべきである。

10 「桜を見る会」については、招待者の選定基準や選定プロセスが曖昧であったこと、その結果、招待者数が増加し開催経費が予算額を大きく上回ったことは遺憾である。政府の公式行事を行う場合には、国民の疑念が生じないよう、招待者の選定基準を明らかにするなど運営方法を見直すべきである。

11 予備費については、憲法に定められた財政民主主義の観点から懸念が生じることのないよう努めるべきである。

二 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それぞれは正の措置を講じるとともに、綱紀を粛正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

三 決算のうち、前記以外の事項については不法又は不当な収入支出は認められないため異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

以上が、議決案の内容であります。

次いで、討論 採決を行った結果、両年度決算は賛成多数をもって議決案のとおり議決すべきものと決し、両年度の国有財産増減及び現在額総計

算書並びに国有財産無償貸付状況計算書は、いずれも賛成多数をもって是認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) これより採決に入ります。まず、日程第四及び第五の各件を一括して採決いたします。

各件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、各件とも委員長報告のとおり議決いたしました。

次に、日程第六及び第八の両件を一括して採決いたします。

両件の委員長の報告はいずれも是認すべきものと決したものであります。両件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、両件とも委員長報告のとおり議決いたしました。

次に、日程第七及び第九の両件を一括して採決いたします。

両件の委員長の報告はいずれも是認すべきものと決したものであります。両件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、両件とも委員長報告のとおり議決いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十三分散会

出席国務大臣

財務大臣 麻生 太郎君

総務大臣 武田 良太君
厚生労働大臣 田村 憲久君
防衛大臣 岸 信夫君

○議長(大島理森君) 報告書受領

一、去る九日、内閣を経由して経済産業大臣梶山弘志君から、次の報告書を受領した。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第九項、第四条第四項及び第五条第七項において準用する同条第六項の規定に基づく調達価格等に関する報告

(理事補欠選任)

一、昨十二日、決算行政監視委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 田中 英之君(理事小林史明君去る一月二十日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

岡下 昌平君

補欠

中曽根康隆君

足立 康史君

藤田 文武君

中曽根康隆君

岡下 昌平君

藤田 文武君

足立 康史君

総務委員

辞任

小倉 将信君

補欠

中曽根康隆君

高村 正大君

木村 哲也君

木村 哲也君

高村 正大君

中曽根康隆君

小倉 将信君

議院運営委員

辞任

遠藤 敬君

補欠

串田 誠一君

串田 誠一君

遠藤 敬君

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

和田 義明君

補欠

深澤 陽一君

大河原雅子君

川内 博史君

玄葉光一郎君

山川百合子君

岸本 周平君

山尾志桜里君

深澤 陽一君

和田 義明君

川内 博史君

大河原雅子君

山川百合子君

玄葉光一郎君

山尾志桜里君

岸本 周平君

法務委員

辞任

中曽根康隆君

補欠

本田 太郎君

外務委員

辞任

尾身 朝子君

補欠

木村 次郎君

中曽根康隆君

高木 啓君

山川百合子君

吉良 州司君

穀田 恵二君

田村 貴昭君

高木 啓君

穂坂 泰君

木村 次郎君

尾身 朝子君

穂坂 泰君

中曽根康隆君

吉良 州司君

山川百合子君

田村 貴昭君

穀田 恵二君

厚生労働委員

辞任

小島 敏文君

補欠

神山 佐市君

田畑 裕明君

菅家 一郎君

尾辻かな子君

黒岩 宇洋君

百武 公親君

神山 裕君

白石 洋一君

阿部 知子君

神山 佐市君

中村 裕之君

菅家 一郎君

中谷 真一君

黒岩 宇洋君

池田 真紀君

中谷 真一君

高木 啓君

中村 裕之君
神田 裕君
高木 啓君
築 和生君
阿部 知子君
池田 真紀君
尾辻かな子君

経済産業委員

辞任

小林 鷹之君

補欠

深澤 陽一君

武部 新君

津島 淳君

福田 達夫君

大野敬太郎君

星野 剛士君

安藤 裕君

浅野 哲君

古川 元久君

安藤 裕君

星野 剛士君

大野敬太郎君

福田 達夫君

津島 淳君

武部 新君

深澤 陽一君

小林 鷹之君

古川 元久君

浅野 哲君

安全保障委員

辞任

大岡 敏孝君

補欠

田中 英之君

竹本 直一君

深澤 陽一君

照屋 寛徳君

川内 博史君

川内 博史君

武内 則男君

田中 英之君

大岡 敏孝君

深澤 陽一君

竹本 直一君

武内 則男君

照屋 寛徳君

議院運営委員

辞任

遠藤 敬君

補欠

杉本 和巳君

杉本 和巳君

遠藤 敬君

一、昨十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算行政監視委員

辞任

井出 庸生君

補欠

宮崎 政久君

蘭浦健太郎君

山田 賢司君

山本 公一君

杉田 水脈君

江田 憲司君 尾辻かな子君
高木 陽介君 伊佐 進一君
本村 伸子君 高橋千鶴子君
杉田 水脈君 出畑 実君
尾辻かな子君 江田 憲司君
高橋千鶴子君 本村 伸子君
出畑 実君 山本 公一君
宮崎 政久君 井出 庸生君
山田 賢司君 蘭浦健太郎君
伊佐 進一君 高木 陽介君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員

辞任 補欠
平 将明君 福山 守君
佐藤 公治君 武内 則男君
福山 守君 平 将明君
武内 則男君 佐藤 公治君
原子力問題調査特別委員

辞任 補欠
阿部 知子君 近藤 昭一君
足立 康史君 青山 雅幸君
近藤 昭一君 阿部 知子君
青山 雅幸君 足立 康史君
(議案提出)

一、去る九日、委員長から提出した議案は次のとおりである。
令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案(厚生労働委員長提出)

一、昨十二日、議員から提出した議案は次のとおりである。
新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている観光関連事業者に対する緊急の支援に関する法律案(小宮山泰子君外六名提出)
(議案受領)

一、去る九日、参議院から受領した内閣提出案は
令和三年四月十三日 衆議院会議録第二十号

次のとおりである。
ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案
海上交通安全法等の一部を改正する法律案
瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案
(議案付託)

一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案(西村智奈美君外十名提出、衆法第一一七号)

一、去る八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
文化財保護法の一部を改正する法律案
農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律案
特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案

一、去る九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案(厚生労働委員長提出)

一、決算行政監視委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十二日これを承認した。
国政調査承認要求書

一、調査する事項
一、歳入歳出の実況に関する事項
二、国有財産の増減及び現況に関する事項
三、政府関係機関の経理に関する事項
四、国が資本金を出資している法人の会計に関する事項
五、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項
六、行政監視に関する事項
二、調査の目的
決算の適正を期し、行政監視の機能を果たすため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
令和三年四月十二日
決算行政監視委員長 馬淵 澄夫
衆議院議長 大島 理森殿
(質問書提出)

一、去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
皇位の安定的な継承に関する質問主意書(山尾志桜里君提出)
一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
令和三年四月十六日開催予定の日米首脳会談に関する質問主意書(松原仁君提出)

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
令和三年二月二十六日
内閣総理大臣 菅 義偉

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律
特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 損害賠償責任の制限(第三条・第四条)
第三章 発信者情報の開示請求等(第五条―第七条)
第四章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続(第八条―第十八条)
附則

第一章 総則
第一条中「につぎ」を「について定めるとともに」に、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に關し必要な事項を」に改める。
第二条第一号中「この号」の下に「及び第五条第三項」を加え、同条第二号中「をいう」を「第五条第二項において同じ。」をいうに改め、同条第三号中「特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する」を「特定電気通信設備(特定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務(電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。第五条第二項において同じ。)をいう。同条第三項において同じ。)を提供する」に改め、同条に次の五号を加える。

一、調査する事項
一、歳入歳出の実況に関する事項
二、国有財産の増減及び現況に関する事項
三、政府関係機関の経理に関する事項
四、国が資本金を出資している法人の会計に関する事項
五、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項
六、行政監視に関する事項
二、調査の目的
決算の適正を期し、行政監視の機能を果たすため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
令和三年四月十二日
決算行政監視委員長 馬淵 澄夫
衆議院議長 大島 理森殿
(質問書提出)

一、去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
皇位の安定的な継承に関する質問主意書(山尾志桜里君提出)
一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
令和三年四月十六日開催予定の日米首脳会談に関する質問主意書(松原仁君提出)

一、調査する事項
一、歳入歳出の実況に関する事項
二、国有財産の増減及び現況に関する事項
三、政府関係機関の経理に関する事項
四、国が資本金を出資している法人の会計に関する事項
五、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項
六、行政監視に関する事項
二、調査の目的
決算の適正を期し、行政監視の機能を果たすため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
令和三年四月十二日
決算行政監視委員長 馬淵 澄夫
衆議院議長 大島 理森殿
(質問書提出)

一、去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
皇位の安定的な継承に関する質問主意書(山尾志桜里君提出)
一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
令和三年四月十六日開催予定の日米首脳会談に関する質問主意書(松原仁君提出)

一、調査する事項
一、歳入歳出の実況に関する事項
二、国有財産の増減及び現況に関する事項
三、政府関係機関の経理に関する事項
四、国が資本金を出資している法人の会計に関する事項
五、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項
六、行政監視に関する事項
二、調査の目的
決算の適正を期し、行政監視の機能を果たすため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
令和三年四月十二日
決算行政監視委員長 馬淵 澄夫
衆議院議長 大島 理森殿
(質問書提出)

五 侵害情報 特定電気通信による情報の流通によつて自己の権利を侵害されたとする者が当該権利を侵害したとする情報をいう。 六 発信者情報 氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるものをいう。 七 開示関係役務提供者 第五条第一項に規定する特定電気通信役務提供者及び同条第二項に規定する関連電気通信役務提供者をいう。 八 発信者情報開示命令 第八条の規定による命令をいう。 九 発信者情報開示命令事件 発信者情報開示命令の申立てに係る事件をいう。 第二章 損害賠償責任の制限 第三条第二項第二号中「当該権利を侵害したとする情報以下この号及び第四条において「侵害情報」という。」を「侵害情報」に改める。 第四条の見出し中「開示請求等」を「開示請求」に改め、同条第一項中「次の各号のいずれにも該当するときに限り」及び「以下「開示関係役務提供者」という。」を削り、「当該開示関係役務提供者を「当該特定電気通信役務提供者」に、「氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるものをいう。以下同じ。」の「を」のうち、特定発信者情報（発信者情報であつて専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるものをいう。以下この項及び第十五条第二項において同じ。）以外の発信者情報については第一号及び第二号のいずれにも該当するとき、特定発信者情報については次の各号のいずれにも該当するときは、それぞれその「に」改め、同項第一号中「侵害情報」を「当該開示の請求に係る侵害情報」に改め、同項第二号中「その他」の下に「当該」を加え、同項に次の一号を加える。 三 次のイからハまでのいずれかに該当するとき。 イ 当該特定電気通信役務提供者が当該権利	の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報を保有していないと認めるとき。 ロ 当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報が次に掲げる発信者情報以外の発信者情報であつて総務省令で定めるもののみであると認めるとき。 (1) 当該開示の請求に係る侵害情報の発信者の氏名及び住所 (2) 当該権利の侵害に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報 ハ 当該開示の請求をする者がこの項の規定により開示を受けた発信者情報（特定発信者情報を除く。）によつては当該開示の請求に係る侵害情報の発信者を特定することができないと認めるとき。 第四条第二項及び第三項を次のように改める。 2 特定電気通信による情報の流通によつて自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときは、当該特定電気通信に係る侵害関連通信の用に供される電気通信設備を用いて電気通信役務を提供した者（当該特定電気通信に係る前項に規定する特定電気通信役務提供者である者を除く。以下この項において「関連電気通信役務提供者」という。）に対し、当該関連電気通信役務提供者が保有する当該侵害関連通信に係る発信者情報の開示を請求することができる。 一 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によつて当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。 3 前二項に規定する「侵害関連通信」とは、侵害情報の発信者が当該侵害情報の送信に係る特定	電気通信役務を利用し、又はその利用を終了するために行った当該特定電気通信役務に係る識別符号（特定電気通信役務提供者が特定電気通信役務の提供に際して当該特定電気通信役務の提供を受けることができる者を他の者と区別して識別するために用いる文字、番号、記号その他の符号をいう。）その他の符号の電気通信による送信であつて、当該侵害情報の発信者を特定するために必要な範囲内であるものとして総務省令で定めるものをいう。 第四条第四項を削り、同条を第五条とする。 第三条の二第一号中「以下」を「以下この条において「に」、「以下同じ」を「次号において同じ」に改め、同条第二号中「以下」の下に「この号において」を加え、同条を第四条とし、同条の次に次の章名を付する。 第三章 発信者情報の開示請求等 本則に次の二条及び一章を加える。 (開示関係役務提供者の義務等) 第六条 開示関係役務提供者は、前条第一項又は第二項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、当該開示の請求に応じるかどうかについて当該発信者の意見（当該開示の請求に応じるべきでない旨の意見である場合には、その理由を含む。）を聴かなければならない。 2 開示関係役務提供者は、発信者情報開示命令を受けたときは、前項の規定による意見の聴取（当該発信者情報開示命令に係るものに限り。）において前条第一項又は第二項の規定による開示の請求に応じるべきでない旨の意見を述べた当該発信者情報開示命令に係る侵害情報の発信者に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。ただし、当該発信者に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。 3 開示関係役務提供者は、第十五条第一項（第	二号に係る部分に限る。）の規定による命令を受けた他の開示関係役務提供者から当該命令による発信者情報の提供を受けたときは、当該発信者情報を、その保有する発信者情報（当該提供に係る侵害情報に係るものに限り。）を特定する目的以外に使用してはならない。 4 開示関係役務提供者は、前条第一項又は第二項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。 第七条 第五條第一項又は第二項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者情報に係る発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない。 第四章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続 第八条 裁判所は、特定電気通信による情報の流通によつて自己の権利を侵害されたとする者の申立てにより、決定で、当該権利の侵害に係る開示関係役務提供者に対し、第五條第一項又は第二項の規定による請求に基づく発信者情報の開示を命ずることができる。 (日本の裁判所の管轄権) 第九条 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てによつて、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。 一 人を相手方とする場合において、次のイからハまでのいずれかに該当するとき。 イ 相手方の住所又は居所が日本国内にあるとき。 ロ 相手方の住所及び居所が日本国内にない場合又はその住所及び居所が知れない場合
---	--	--	--

において、当該相手方が申立て前に日本国内に住所を有していたとき(日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。)

ハ 大使、公使その他外国に在つてその国の裁判権からの免除を享有する日本人を相手方とするとき。

二 法人その他の社団又は財団を相手方とする場合において、次のイ又はロのいずれかに該当するとき。

イ 相手方の主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき。

ロ 相手方の主たる事務所又は営業所が日本国内にない場合において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するとき。

(1) 当該相手方の事務所又は営業所が日本国内にある場合において、申立てが当該事務所又は営業所における業務に関するものであるとき。

(2) 当該相手方の事務所若しくは営業所が日本国内にない場合又はその事務所若しくは営業所の所在地が知れない場合において、代表者その他の主たる業務担当者

の住所が日本国内にあるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、日本において事業を行う者(日本において取引を継続してする外国会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第二号に規定する外国会社をいう。を含む。))を相手方とする場合において、申立てが当該相手方の日本における業務に関するものであるとき。

2 前項の規定にかかわらず、当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に発信者情報開示命令の申立てをすることができるかについて定めることができる。

3 前項の合意は、書面でしなければ、その効力を生じない。

4 第二項の合意がその内容を記録した電磁的記

録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によつてされたときは、その合意は、書面によつてされたものとなし、前項の規定を適用する。

5 外国の裁判所にのみ発信者情報開示命令の申立てをすることができる旨の第二項の合意は、その裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができなるときは、これを援用することができない。

6 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てについて前各項の規定により日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合(日本の裁判所にのみ申立てをすることができる旨の第二項の合意に基づき申立てがされた場合を除く。)において、も、事案の性質、手続の進行による相手方の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、当該申立ての全部又は一部を却下することができる。

7 日本の裁判所の管轄権は、発信者情報開示命令の申立てがあつた時を標準として定める。

(管轄)

第十条 発信者情報開示命令の申立ては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一 人を相手方とする場合 相手方の住所の所在地(相手方の住所が日本国内にないとき又はその住所が知れないときはその居所の所在地とし、その居所が日本国内にないとき又はその居所が知れないときはその最後の住所の所在地とする。)

二 大使、公使その他外国に在つてその国の裁判権からの免除を享有する日本人を相手方と

する場合において、この項(前号に係る部分に限る。)の規定により管轄が定められないとき 最高裁判所規則で定める地

三 法人その他の社団又は財団を相手方とする場合 次のイ又はロに掲げる事務所又は営業所の所在地(当該事務所又は営業所が日本国内にないときは、代表者その他の主たる業務担当者の住所の所在地とする。)

イ 相手方の主たる事務所又は営業所
ロ 申立てが相手方の事務所又は営業所(イに掲げるものを除く。)における業務に関するものであるときは、当該事務所又は営業所

2 前条の規定により日本の裁判所が管轄権を有することとなる発信者情報開示命令の申立てについて、前項の規定又は他の法令の規定により管轄裁判所が定められないときは、当該申立ては、最高裁判所規則で定める地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

3 発信者情報開示命令の申立てについて、前二項の規定により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有することとなる場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所にも、当該申立てをすることができ。

一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所(東京地方裁判所を除く。)

二 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所(大阪地方裁判所を除く。)

大阪地方裁判所

4 前三項の規定にかかわらず、発信者情報開示命令の申立ては、当事者が合意で定める地方裁判所の管轄に属する。この場合においては、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

5 前各項の規定にかかわらず、特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物

についての著作者の権利を侵害されたとする者による当該権利の侵害についての発信者情報開示命令の申立てについて、当該各項の規定により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有することとなる場合には、当該申立ては、それぞれ当該各号に定める裁判所の管轄に専属する。

一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所 東京地方裁判所

二 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所 大阪地方裁判所

6 前項第二号に定める裁判所がした発信者情報開示命令事件(同項に規定する権利の侵害に係るものに限る。)についての決定に対する即時抗告は、東京高等裁判所の管轄に専属する。

7 前各項の規定にかかわらず、第十五条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定による命令により同号イに規定する他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者の申立てに係る第一号に掲げる事件は、当該提供を受けた者の申立てに係る第二号に掲げる事件が係属するときは、当該事件が係属する裁判所の管轄に専属する。

一 当該他の開示関係役務提供者を相手方とする当該提供に係る侵害情報についての発信者情報開示命令事件

二 当該提供に係る侵害情報についての他の発信者情報開示命令事件

(発信者情報開示命令の申立書の写しの送付等)

第十一条 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てがあつた場合には、当該申立てが不適法であるとき又は当該申立てに理由がないことが明らかとなるときを除き、当該発信者情報開示命令の申立書の写しを相手方に送付しなければならない。

は、発信者情報開示命令の申立書の写しを送付することができる場合(当該申立書の写しの送付に必要な費用を予納しない場合を含む。)について準用する。

3 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てについての決定をする場合には、当事者の陳述を聴かなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして当該申立てを却下する決定をするときは、この限りでない。

(発信者情報開示命令事件の記録の閲覧等)
第十二条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、発信者情報開示命令事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は発信者情報開示命令事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

2 前項の規定は、発信者情報開示命令事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)については、適用しない。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

3 前二項の規定による発信者情報開示命令事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、当該記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

(発信者情報開示命令の申立ての取下げ)
第十三条 発信者情報開示命令の申立ては、当該申立てについての決定が確定するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。ただし、当該申立ての取下げは、次に掲げる決定がされた後にあつては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

一 当該申立てについての決定
二 当該申立てに係る発信者情報開示命令事件を本案とする第十五条第一項の規定による命令

2 発信者情報開示命令の申立ての取下げがあつた場合において、前項ただし書の規定により当該申立ての取下げについて相手方の同意を要するときは、裁判所は、相手方に対し、当該申立ての取下げがあつたことを通知しなければならない。ただし、当該申立ての取下げが発信者情報開示命令事件の手続の期日において口頭でされた場合において、相手方がその期日に出頭したときは、この限りでない。

3 前項本文の規定による通知を受けた日から二週間以内に相手方が異議を述べないときは、当該通知に係る申立ての取下げに同意したものとみなす。同項ただし書の規定による場合において、当該申立ての取下げがあつた日から二週間以内に相手方が異議を述べないときも、同様とする。

(発信者情報開示命令の申立てについての決定に対する異議の訴え)
第十四条 発信者情報開示命令の申立てについての決定(当該申立てを不適法として却下する決定を除く。)に不服がある当事者は、当該決定の告知を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができる。

2 前項に規定する訴えは、同項に規定する決定をした裁判所の管轄に専属する。

3 第一項に規定する訴えについての判決においては、当該訴えを不適法として却下するときを除き、同項に規定する決定を認可し、変更し、又は取り消す。

4 第一項に規定する決定を認可し、又は変更した判決で発信者情報の開示を命ずるものは、強制執行に関しては、給付を命ずる判決と同一の効力を有する。

5 第一項に規定する訴えが、同項に規定する期間内に提起されなかつたとき、又は却下されたときは、当該訴えに係る同項に規定する決定は、確定判決と同一の効力を有する。
6 裁判所が第一項に規定する決定をした場合に

おける非訟事件手続法第五十九条第一項の規定の適用については、同項第二号中「即時抗告をする」とあるのは、「異議の訴えを提起する」とする。

(提供命令)

第十五条 本案の発信者情報開示命令事件が係属する裁判所は、発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるときは、当該発信者情報開示命令の申立てをした者(以下この項において「申立人」という。)の申立てにより、決定で、当該発信者情報開示命令の申立ての相手方である開示関係役務提供者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 当該申立人に対し、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該イ又はロに定める事項(イに掲げる場合に該当すると認めるときは、イに定める事項)を書面又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。次号において同じ。)により提供すること。

イ 当該開示関係役務提供者がその保有する発信者情報(当該発信者情報開示命令の申立てに係るものに限り。以下この項において同じ。)により当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者(当該侵害情報の発信者であると認めるものを除く。ロにおいて同じ。)の氏名又は名称及び住所(以下この項及び第三項において「他の開示関係役務提

供者の氏名等情報」という。)の特定をすることができるとき、当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報

ロ 当該開示関係役務提供者が当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報として総務省令で定めるものを保有していない場合又は当該開示関係役務提供者がその保有する当該発信者情報によりイに規定する特定をすることができない場合。その旨

二 この項の規定による命令(以下この条において「提供命令」とい。前号に係る部分に限る。)により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた当該申立人から、当該他の開示関係役務提供者を相手方として当該侵害情報についての発信者情報開示命令の申立てをした旨の書面又は電磁的方法による通知を受けたときは、当該他の開示関係役務提供者に対し、当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報を書面又は電磁的方法により提供すること。

2 前項(各号列記以外の部分に限る。)に規定する発信者情報開示命令の申立ての相手方が第十五条第一項に規定する特定電気通信役務提供者であつて、かつ、当該申立てをした者が当該申立てにおいて特定発信者情報を含む発信者情報の開示を請求している場合における前項の規定の適用については、同項第一号イの規定中「に係るもの」とあるのは、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

当該特定発信者情報の開示の請求について第十五条第一項第三号に該当すると認められる場合	報
当該特定発信者情報の開示の請求について第十五条第一項第三号に該当すると認められない場合	に係る第十五条第一項に規定する特定発信者情報以外の発信者情報

3 次の各号のいずれかに該当するときは、提供命令(提供命令により二以上の他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者が、当該他の開示関係役務提供者のうちの一部の者について第一項第二号に規定する通知をしないことにより第二号に該当することとなるときは、当該一部の者に係る部分に限る。)は、その効力を失う。 一 当該提供命令の本案である発信者情報開示命令事件(当該発信者情報開示命令事件についての前条第一項に規定する決定に対して同項に規定する訴えが提起されたときは、その訴訟)が終了したとき。 二 当該提供命令により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者が、当該提供を受けた日から二月以内に、当該提供命令を受けた開示関係役務提供者に対し、第一項第二号に規定する通知をしなかったとき。 4 提供命令の申立ては、当該提供命令があつた後であつても、その全部又は一部を取り下げることができる。 5 提供命令を受けた開示関係役務提供者は、当該提供命令に対し、即時抗告をすることができる。 (消去禁止命令) 第十六条 本案の発信者情報開示命令事件に係属する裁判所は、発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるときは、当該発信者情報開示命令の申立てをした者の申立てにより、決定で、当該発信者情報開示命令の申立ての相手方である開示関係役務提供者に対し、当該発信者情報開示命令事件(当該発信者情報開示命令事件についての第十四条第一項に規定する決定に対して同項に規定する訴えが提起されたときは、その訴訟)が終了するまでの間、当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報(当該発信者情報開示命令の	申立てに係るものに限る。)を消去してはならない旨を命ずることができる。 2 前項の規定による命令(以下この条において「消去禁止命令」という。)の申立ては、当該消去禁止命令があつた後であつても、その全部又は一部を取り下げることができる。 3 消去禁止命令を受けた開示関係役務提供者は、当該消去禁止命令に対し、即時抗告をすることができる。 (非訟事件手続法の適用除外) 第十七条 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続については、非訟事件手続法第二十二條第一項ただし書、第二十七條及び第四十條の規定は、適用しない。 (最高裁判所規則) 第十八条 この法律に定めるもののほか、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。 附則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (発信者の意見の聴取に関する経過措置) 第二条 この法律の施行の日前にしたこの法律による改正前の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四條第二項の規定による意見の聴取は、この法律による改正後の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(次条において「新法」という。)第六條第一項の規定によりされた意見の聴取とみなす。 (検討) 第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	(いじめ防止対策推進法の一部改正) 第四條 いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。 第十九條第三項中「第四條第一項」を「第二條第六号」に改める。 (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律の一部改正) 第五條 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成二十六年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。 第四條中「第三條の二第一号」を「第四條第一号に係る部分に限る。」に、「以下この条において同じ。」は「第一号及び第二号において同じ。」に、「同条第一号」を「同法第二條第一号」に、「特定電気通信をいう。以下この条を「特定電気通信をいう。第一号」に、「同条第四号」を「同法第二條第四号」に、「発信者をいう。以下この条を「発信者をいう。第二号及び第三号」に改め、同条第一号中「(次号)を「(同号)」に改め、「措置(以下)の下に」この条及び次条においてを加える。	理 由 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者が増加する中で、発信者情報の開示請求についてその事実の真偽に即した迅速かつ適正な解決を図るため、発信者情報の開示請求に係る新たな裁判手続を創設することともに、開示関係役務提供者の範囲を見直す等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書 一 議案の目的及び要旨 本案は、インターネット上の誹謗中傷などに	よる権利侵害について、より円滑に被害者救済を図るため、発信者情報の開示請求に係る新たな裁判手続(非訟手続)を創設するとともに、開示請求を行うことができる特定電気通信役務提供者(開示関係役務提供者)の範囲を見直す等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。 1 発信者情報の開示請求に係る新たな裁判手続(非訟手続)の創設 (一) 裁判所が、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者の申立てにより、決定で、開示関係役務提供者に対し、開示請求に基づく発信者情報の開示を命ずることができる発信者情報開示命令を設けることとし、併せて、発信者情報開示命令の申立てを行うことができる管轄についての決定に対する異議の訴えを提起できることとする。 (二) 開示命令事件が終了するまでの間に発信者の特定ができなくなることを防止するため、裁判所が、開示命令の申立てをした者の申立てにより、決定で、開示関係役務提供者に対し、その保有する発信者情報を他の開示関係役務提供者に提供すること等を命ずるとともに、発信者情報の消去禁止を命ずることができることとする。 2 開示関係役務提供者の範囲の見直し等 開示関係役務提供者として、侵害情報の発信者が当該情報の送信に関連して行った他の通信を媒介した電気通信役務提供者(関連電気通信役務提供者)を追加するとともに、所定の要件を満たす場合、関連電気通信役務提供者に対し、当該通信に係る発信者情報の開示を請求することができることとする。 3 施行期日 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
--	---	--	--	--

から施行すること。

二 議案の可決理由

インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害について、より円滑に被害者救済を図るため、発信者情報の開示請求に係る新たな裁判手続を創設するとともに、開示請求を行うことができる特定電気通信役務提供者の範囲を見直す等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

令和三年四月八日

総務委員長 石田 祝松

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 迅速的確な被害者救済とともに、民主主義の根幹である表現の自由、通信の秘密が確保されるよう特に留意の上、関係機関・団体に協力を求めてインターネット上の誹謗中傷・人権侵害対策に当たること。

二 インターネット上の誹謗中傷・人権侵害に関する情報発信について、過去の権利侵害に関する判例に基づいたガイドラインを作成する等により、運営事業者自身による契約約款や利用規約等に基づく主体的な削除等の取組を支援するとともに、迅速・的確な削除等の対応ができる環境整備を行うこと。

三 インターネット上の誹謗中傷・人権侵害情報等に関する相談件数が高止まりしており、今後、デジタル化の進展により多種多様な誹謗中傷・人権侵害情報等の発信が想定されることか

ら、インターネット上で誹謗中傷等を受けた被害者の相談体制を関係機関・団体と連携の上、充実・強化し、実効性のある被害者支援体制を構築すること。

四 インターネット上の誹謗中傷や人権侵害を防止するためには、社会全体の情報モラル、ICTリテラシーの向上が重要であることから、関係機関が連携協力して啓発活動、加害者や被害者にならない対策を行うとともに、特に児童生徒に対する情報モラル、ICTリテラシー教育を充実させること。

五 インターネット上の誹謗中傷・人権侵害が海外のウェブサイトやサーバーを経由して行われることから、発信者情報開示手続や削除に関連し、諸外国との間で国際協力体制を構築するよう努めること。

六 インターネット上の誹謗中傷・人権侵害対策に当たっては、誹謗中傷等に関する相談や削除対応等の件数等について実態把握を行うとともに、本法施行後において、本法に基づく非訟手続による対応件数、開示までの所要日数等を把握し、適切な被害者救済方策となっているかの検証を行い、その結果を踏まえ必要な見直しを行うこと。

七 インターネット技術の革新が速く、誹謗中傷・人権侵害の態様が今後変化することが予想されることから、変化に適切に対応できるよう、発信者情報開示及び削除制度の不断の見直しを行うこと。

八 インターネット上の性暴力被害が広がっている状況についても、被害者救済のための運営事業者の役割などを明らかにし、対策を強化すること。

令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案
右の議案を提出する。

令和三年四月九日

提出者

厚生労働委員長 とかしきなおみ

令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律

1 令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

3 この法律において「令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金」とは、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、令和二年度の一般会計補正予算(第三号)における新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を財源として支給される次に掲げる給付金をいう。

一 都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。)を設置する町村から支給される給付金で、低所得であるひとり親世帯への支援の観点から支給されるもの

二 前号に掲げるもののほか、市町村(特別区を含む。)から支給される給付金で、低所得である子育て世帯への支援の観点から支給されるもの

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律は、この法律の施行前に支給を受ける

け、又は支給を受けることとなった令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

理 由

令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金を使用することができるようになるため、令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金について、差押えを禁止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

令和三年二月二日

内閣総理大臣 菅 義偉

防衛省設置法等の一部を改正する法律

(防衛省設置法の一部改正)

第一条 防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第六条中「十五万六千九百九十五人」を「十五万五千三百七十一人」に、「四万五千三百二十九人」を「四万六千九百二十八人」に、「千四百十八人」を「千五百五十二人」に、「三百八十二人」を「三百八十五人」に、「千九百三十二人」を「千九百三十六人」に、「四十九人」を「五十人」に改める。

(自衛隊法の一部改正)
第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四号中「又はカナダ」を「カナダ又はインド」に改める。

第百条の十五の次に次の二条を加える。

(インド軍隊に対する物品又は役務の提供)

第百条の十六 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げるインド軍隊(インドの軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ)から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該インド軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

- 一 自衛隊及びインド軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加するインド軍隊(重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該当するインド軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第七号に規定する外国軍隊に該当するインド軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当するインド軍隊を除く。次号及び第四号から第九号までにおいて同じ。)
- 二 自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行うインド軍隊
- 三 天災地変その他の災害に際して、政府の要請に基づき災害応急対策のための活動を行うインド軍隊であつて、第八十三条第二項又は第八十三条の三の規定により派遣された部隊等と共に現場に所在するもの
- 四 自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うインド軍隊

五 部隊等が第八十四条の三第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該保護措置又は当該輸送と同種の活動を行うインド軍隊

六 部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行う場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うインド軍隊

七 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行うインド軍隊

八 連絡調整その他の日常的な活動(訓練を除く。次号において同じ。)のため、航空機、船舶又は車両により本邦内にある自衛隊の施設に到着して一時的に滞在するインド軍隊

- 九 連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両によりインド内にあるインド軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、連絡調整その他の日常的な活動を行うインド軍隊
- 二 防衛大臣は、前項各号に掲げるインド軍隊から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省の機関又は部隊等に、当該インド軍隊に対する役務の提供を行わせることができる。
- 三 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務

の提供として行う業務は、次の各号に掲げるインド軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 第一項第一号に掲げるインド軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務(これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。)
- 二 第一項第二号から第九号までに掲げるインド軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用(これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。)

四 第一項に規定する物品の提供には、武器(弾薬を含む。)の提供は含まないものとする。(インド軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続)

第百条の十七 この法律又は他の法律の規定により、インド軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の定めるところによる。

(国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正)
第三条 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。
第三十三条第一項中「又はカナダ」を「カナダ又はインド」に改める。
第三十三条に次の一項を加える。
第五 第一項に規定する物品の提供には、インド

の軍隊に対する弾薬の提供は含まないものとする。

附 則

この法律は、令和四年三月三十一日までの間に於いて政令で定める日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の効力発生の日から施行する。

理 由

自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更及び日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定に係る物品又は役務の提供に関する規定の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数の変更及び日・印物品役務相互提供協定に係る物品又は役務の提供に関する規定の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 防衛省設置法の一部改正
自衛官の定数を改めること。
- 二 自衛隊法の一部改正
インドとの物品役務相互提供協定に係る物品又は役務の提供に関する規定を整備すること。
- 三 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正
大規模な災害に対処する外国軍隊に対する物品又は役務の提供の対象として、インドの軍隊を追加すること。

4 施行期日

この法律は、令和四年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定めること。

二 議案の可決理由

本法案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

令和三年四月九日

安全保障委員長 若宮 健嗣
衆議院議長 大島 理森殿

平成二十八年年度一般会計歳入歳出決算、平成二十八年年度特別会計歳入歳出決算、平成二十八年年度国税収納金整理資金受払計算書及び平成二十八年年度政府関係機関決算書に関する報告書

一 決算の内容

1 平成二十八年年度一般会計歳入歳出決算

平成二十八年年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額百二兆七千七百四十億二千六百六十七万四円余、歳出決算額九十七兆五千四百十七億六千四百八十四万四円余であり、差引き五兆二千三百二十二億六千八百八十三万四円余の剰余を生じたが、この剰余金は、財政法第四十一条の規定により、平成二十九年年度の一般会計の歳入に繰入れ済みである。

なお、平成二十八年年度における財政法第六條の純剰余金は、三千七百八十二億八千七百三十一万四円余である。

以上の決算額を予算額等と比較すると、歳入においては、予算額百兆二千二百二十億千四百七十七万四円余(当初予算額九十六兆七千二百二十八億四千四百五十五万四円余、予算補正追加額五兆五千七百四十四億四百三十二万四円余、予算補正修正減少額二兆七百四十二億三

千六十万四円余)に比し、二兆五千五百二十億千九百九十万四円余の増加となっている。

歳出においては、予算額百兆二千二百二十億千四百七十七万四円余(当初予算額九十六兆七千二百二十八億四千四百五十五万四円余、予算補正追加額六兆五百八十四億五千四百九十九万四円余、予算補正修正減少額二兆五千五百八十二億七千六百七十八万四円余)に前年度繰越額三兆五千九百十九億千五百五十二万四円余を加えた歳出予算現額百三兆八千八百三十九億三千二百二十九万四円余に対し、支出済歳出額は九十七兆五千四百十七億六千四百八十四万四円余であり、その差額は六兆二千七百二十一億六千五百四十五万四円余である。このうち、翌年度繰越額は四兆七千三百八十九億六千八百七十五万四円余、明許繰越四兆六千八百四十二億五千五百八十二万四円余、事故繰越五百四十七億千二百九十三万四円余、不用額は一兆五千三百三十一億九千六百六十九万四円余である。

債務負担額(保証債務及び損失補償債務の負担額を除く)は、平成二十八年年度末現在八百五十二兆八千九百三十三億千六百六十七万四円余であり、この債務のうち、公債は八百二十五兆七千七百九十八億二千四百六十八万四円余である。

保証債務及び損失補償債務負担額は、平成二十八年年度末現在四十三兆六千四百三十四億二千八百八十八万四円余である。

2 平成二十八年年度特別会計歳入歳出決算

平成二十八年年度の特別会計の数は十四であり、その歳入歳出の決算額の合計額は、歳入四百十兆千六百十七億三千二百九十五万四円余、歳出三百九十五兆三千六百七億六千七百二十五万四円余である。また、翌年度繰越額の合計額は四兆九千五百三十三億七千二百二十三万四円余、不用額の合計額は一兆四千六百五十億四千五百六十万四円余である。

債務負担額は、平成二十八年年度末現在三百三十五兆九千六百八十二億四千六百六十二万四円余である。この債務のうち、公債は百九兆千八百三十五億五千十六万四円余、借入金金は四十二兆四千九百二十億六千六百三十七万四円余、政府短期証券は八十二兆二千三百九十二億四円である。

3 平成二十八年年度国税収納金整理資金受払計算書

平成二十八年年度の国税収納金整理資金の受入れ及び支払いは、資金への収納済額七十二兆三百五十六億九千五百四十四万四円余、資金からの一般会計等の歳入への組入額等七十兆七千四百五十七億三千七百七十四万四円余であり、差引き一兆二千八百九十九億五千三百四十三万四円余が平成二十八年度末の残余資金となる。これは主として特定地方税に係る還付金の支払決定未済のものである。

4 平成二十八年年度政府関係機関決算書

平成二十八年年度の政府関係機関の数は四であり、その収入支出の決算額の合計額は、収入一兆六百五十億千八百十三万四円余、支出九千六百八十八億九千五百四十万四円余である。

二 議決の内容

平成二十八年年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につき、次のとおり議決すべきものと決定した。

本院は、平成二十八年年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

1 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。
次の事項がその主なものであるが、政府

は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

(1) 官民ファンドについては、株式会社農林漁業成長産業化支援機構では出資等の実績がないまま解散したサブファンドが見受けられた。ガバナンスの強化及び情報公開を行うとともに合理化を検討すべきである。また、国からの役職員の出向の在り方について疑念が抱かれないよう見直しを検討すべきである。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策については、今後も引き続き、治療薬やワクチンの早期承認に努めるとともに、感染症対策の現場を含めた医療・介護等に対する支援、様々な職種の特性や給与体系に対応した形での雇用に対する支援、観光需要の創出や消費の活性化等を含めた事業継続に対する支援等を、地域格差と地方公共団体の自由度にも配慮しつつ、迅速かつ十分に講じるべきである。一方で、支援事業の事務を民間に委託する場合には、公正さが疑われないよう徹底すべきである。

また、国民が我が国の感染状況を的確に理解し得るよう、正確な情報を多様な媒体を通じて発信すべきである。
(3) 高校生等奨学給付金については、除籍処分など高校生に学業上の不利益が発生していたことに鑑み、政府は都道府県を通じて学校に対し制度の周知徹底を図るべきである。また、代理受領制度に代わる制度改善を検討すべきである。
教育設備については、公立工業高等学校の測量設備等の老朽化の実態把握を行うとともに、近年の技術革新に合わせた設備の更新が可能となるよう新たな補助制度の創設を検討すべきである。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会については、政府は関連性が疑われる予算の防止に努め、情報公開を徹底するとともに、開催に向けて、アスリートに配慮し、必要な支援策を講じるべきである。

(4) 社会保障制度改革については、高齢化や働き方の変容による社会構造・価値観の変化を見据え、年金、医療、介護の各分野において、ICTの導入を支援するとともに、制度の重点化・効率化を図るべきである。

(5) 核燃料サイクルについては、もんじゅ廃炉を含め政府・民間合わせて約十一兆円が投じられたにもかかわらず、その具体的な見通しが明らかでない。今後、再処理施設の在り方やプルトニウムの利用見直しを含め、国民的議論を喚起して検討を進めるべきである。

(6) 河川管理については、ごく短い堤防の未整備区間が長期間進捗しないといったことのないよう、未整備区間を早期に完成させるべきである。また、一級河川については、中抜け区間も含め、国による一体管理に向けた検討を進めるべきである。

地域公共交通確保維持事業については、地域実態を踏まえた運用に必ずしもなっていない点を改め、補助要件の緩和を検討すべきである。

新たな住宅セーフティネット制度については、制度の活用が低調であることを踏まえ、自治体等から聞き取りを行い、至急改善策を講ずるべきである。

(7) 在日米軍関係経費の負担については、新たな特別協定に係る米国との交渉に当たっては、大幅な増額や新規経費が含まれぬよう厳格に対応すべきである。

(8) 規制改革に当たって、政府は形式主義的な制度・慣行を率先して見直し、テレワー

クなどを含めたデジタル化を積極的に推進し、我が国を災害や非常事態に強いインバートイブな社会構造としていく方策を早急に採るべきである。

(9) 学校法人森友学園に対する国有地の売却等については、決裁文書の改ざんなどが明らかになり、国民の信頼を著しく失わせたことは極めて遺憾である。このような事案の再発を防止するため、政府は国有財産の管理に当たり、法令に基づく手続、公文書の管理、情報公開を徹底すべきである。

(10) 「桜を見る会」については、招待者の選定基準や選定プロセスが曖昧であったこと、その結果、招待者数が増加し開催経費が予算額を大きく上回ったことは遺憾である。政府の公式行事を行う場合には、国民の疑念が生じないよう、招待者の選定基準を明らかにするなど運営方法を見直すべきである。

(11) 予備費については、憲法に定められた財政民主主義の観点から懸念が生じるることのないよう努めるべきである。

2 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

3 決算のうち、前記以外の事項については不法又は不当な収入支出は認められないため異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮し、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

右報告する。

令和三年四月十二日

決算行政監視委員長 馬淵 澄夫

衆議院議長 大島 理森殿

平成二十九年年度一般会計歳入歳出決算、平成二十九年年度特別会計歳入歳出決算、平成二十九年年度国税収納金整理資金受払計算書及び平成二十九年年度政府関係機関決算書に関する報告書

一 決算の内容

1 平成二十九年年度一般会計歳入歳出決算
平成二十九年年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額百三兆六千四百四十億四千九百九十八万四千円、歳出決算額九十八兆五千五百六十四億四千七百七十二万四千円であり、差引き五兆五千二百八十四億四千五百二十六万四千円の剰余を生じたが、この剰余金は、財政法第四十一条の規定により、平成三十年度の一般会計の歳入に繰入れ済みである。

なお、平成二十九年年度における財政法第六条の純剰余金は、九千九百四十四億四千五百十四万四千円である。

以上の決算額を予算額等と比較すると、歳入においては、予算額九十九兆九千九百四十四億八千七百五十五万四千円、当初予算額九十七兆四千五百四十七億九百四十一万四千円、予算補正追加額一兆六千五百四十八億五千九百六十六万四千円、予算補正修正減少額八千八百五十二万四千円に比し、四兆五千三百四十五億六千二百四十三万四千円の増加となっている。

歳出においては、予算額九十九兆九千九百四十四億八千七百五十五万四千円（当初予算額九十七兆四千五百四十七億九百四十一万四千円、予算補正追加額二兆八千九百六十四億九千九百九十三万四千円、予算補正修正減少額一兆二千四百十六億四千七百七十九万四千円）に前年度繰越額四兆七千三百八十九億六千八百七十五万四千円を

加えた歳出予算現額百三兆八千四百八十四億五千六百三十万四千円に対し、支出済歳出額は九十八兆五千五百六十六億四百七十二万四千円であり、その差額は五兆七千三百二十八億五千五百五十八万四千円である。このうち、翌年度繰越額は四兆二千九百七十億六千六百二十万四千円（明許繰越三兆九千七百八十七億三千六百四十二万四千円、事故繰越三千八百八十二億七千九百七十八万四千円）、不用額は一兆四千三百五十八億三千五百三十八万四千円である。

債務負担額（保証債務及び損失補償債務の負担額を除く）は、平成二十九年年度末現在八百七十六兆二千八百八十八億九千三百三十四万四千円であり、この債務のうち、公債は八百四十九兆五千六百十五億三千三百二十二万四千円である。

保証債務及び損失補償債務負担額は、平成二十九年年度末現在四十二兆九千五百七十三億九百四十七万四千円である。

2 平成二十九年年度特別会計歳入歳出決算
平成二十九年年度の特別会計の数は十三であり、その歳入歳出の決算額の合計額は、歳入三百八十六兆四千八百六十九億四千三百三十五万四千円、歳出三百七十四兆五千二百億四千四百四十四万四千円である。また、翌年度繰越額の合計額は四兆二千三百二十一億四千九百四十四万四千円、不用額の合計額は十八兆九千五百九十二億七千二百一十万四千円である。

債務負担額は、平成二十九年年度末現在二百二十九兆五千五百三十三億二千二百五十一万四千円である。この債務のうち、公債は百九兆六千四百十億七千五百十萬四千円、借入金は四十二兆六千五百億七百四十五万四千円、政府短期証券は七十四兆六千四百八十九億三千三千万円である。

3 平成二十九年年度国税収納金整理資金受払計算書
平成二十九年年度の国税収納金整理資金の受入れ及び支払いは、資金への収納済額七十五

兆九千八百四十七億九百二十八万円余、資金からの一般会計等の歳入への組入額等七十四兆六千二百三十四億六千九百五十八万円余であり、差引き一兆三千六百十二億三千九百六十九万円余が平成二十九年年度末の残余資金となる。これは主として特定地方税に係る還付金の支払決定未済のものである。

4 平成二十九年年度政府関係機関決算書

平成二十九年年度の政府関係機関の数は四であり、その収入支出の決算額の合計額は、収入一兆二千二百九十六億千五百万円余、支出九千六百十八億二千七百三十二万円余である。

二 議決の内容

平成二十九年年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につき、次のとおり議決すべきものと決定した。

本院は、平成二十九年年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

1 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

(1) 官民ファンドについては、株式会社農林漁業成長産業化支援機構では出資等の実績がないまま解散したサブファンドが見受けられた。ガバナンスの強化及び情報公開を行うとともに合理化を検討すべきである。また、国からの役職員の出向の在り方について疑念が抱かれないよう見直しを検討すべきである。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策について

は、今後も引き続き、治療薬やワクチンの早期承認に努めるとともに、感染症対策の現場を含めた医療・介護等に対する支援、様々な職種の特長や給与体系に対応した形での雇用に対する支援、観光需要の創出や消費の活性化等を含めた事業継続に対する支援等を、地域格差と地方公共団体の自由度にも配慮しつつ、迅速かつ十分に講じるべきである。一方で、支援事業の事務を民間に委託する場合には、公正さが疑われないよう徹底すべきである。

また、国民が我が国の感染状況を的確に理解し得るよう、正確な情報を多様な媒体を通じて発信すべきである。

(3) 高校生等奨学給付金については、除籍処分など高校生に学業上の不利益が発生していたことに鑑み、政府は都道府県を通じて学校に対し制度の周知徹底を図るべきである。また、代理受領制度に代わる制度改善を検討すべきである。

教育設備については、公立工業高等学校の測量設備等の老朽化の実態把握を行うとともに、近年の技術革新に合わせた設備の更新が可能となるよう新たな補助制度の創設を検討すべきである。

東京オリリンピック・パラリンピック競技大会については、政府は関連性が疑われる予算の防止に努め、情報公開を徹底するとともに、開催に向けて、アスリートに配慮し、必要な支援策を講じるべきである。

(4) 社会保障制度改革については、高齢化や働き方の変容による社会構造・価値観の変化を見据え、年金、医療、介護の各分野において、ICTの導入を支援するとともに、制度の重点化・効率化を図るべきである。

(5) 核燃料サイクルについては、もんじゅ廃炉を含め政府・民間合わせて約十一兆円が

投じられたにもかかわらず、その具体的な見通しが明らかでない。今後、再処理施設の在り方やブルトニウムの利用見直しを含め、国民的議論を喚起して検討を進めるべきである。

(6) 河川管理については、ごく短い堤防の未整備区間が長期間進捗しないといったことのないよう、未整備区間を早期に完成させるべきである。また、一級河川については、中抜け区間も含め、国による一体管理に向けた検討を進めるべきである。

地域公共交通確保維持事業については、地域実態を踏まえた運用に必ずしもなっていない点を改め、補助要件の緩和を検討すべきである。

新たな住宅セーフティネット制度については、制度の活用が低調であることを踏まえ、自治体等から聞き取りを行い、至急改善策を講ずるべきである。

(7) 在日米軍関係経費の負担については、新たな特別協定に係る米国との交渉に当たっては、大幅な増額や新規経費が含まれぬよう厳格に対応すべきである。

(8) 規制改革に当たって、政府は形式主義的な制度・慣行を率先して見直し、テレワークなどを含めたデジタル化を積極的に推進し、我が国を災害や非常事態に強いイノベーション型な社会構造としていく方策を早急に採るべきである。

(9) 学校法人森友学園に対する国有地の売却等については、決裁文書の改ざんなどが明らかになり、国民の信頼を著しく失われたことは極めて遺憾である。このような事実の再発を防止するため、政府は国有財産の管理に当たり、法令に基づく手続、公文書の管理、情報公開を徹底すべきである。

(10) 「桜を見る会」については、招待者の選定基準や選定プロセスが曖昧であったこと、

その結果、招待者数が増加し開催経費が予算額を大きく上回ったことは遺憾である。政府の公式行事を行う場合には、国民の疑念が生じないよう、招待者の選定基準を明らかにするなど運営方法を見直すべきである。

(11) 予備費については、憲法に定められた財政民主主義の観点から懸念が生じることのないよう努めるべきである。

2 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を粛正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

3 決算のうち、前記以外の事項については不法又は不当な収入支出は認められないため異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

右報告する。

令和三年四月十二日
決算行政監視委員長 馬淵 澄夫
衆議院議長 大島 理森殿

平成二十八年年度国有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書

一 本件の内容
平成二十八年度中の国有財産の増減額は、総増加額六兆千二百二十億四千六十五万円余、総減少額五兆二千二百二十五億五千三万円余であり、差引き純増加額は九千九十七億九千六十一万円余である。

これを平成二十七年未現在額百五兆九百八十二億二千五百円余に加算すると、平成二十八年未現在額は百六兆七十九億九千八百八十七万円余である。

平成二十八年未現在額の内訳を分類別、区分別にみると、分類別では行政財産二十三兆四千六百四十五億七千八百四十一万円余、普通財産八十二兆五千四百三十四億三千四百六十六万円余であり、区分別では政府出資等七兆六兆六千七百七億二千三百五十五万円余、土地七兆九千九百九十三億六千六百七十万円余、建物三兆三千九百八十億八千八百九十七万円余、立木竹二兆九千四百四十一億三千三百二十七万円余、工作物二兆七千三百三十六億六千六百六十六万円余等である。

なお、区分別の増減の主なもの、増加が政府出資等三兆八千八百十四億九千九百一十一万円余、土地六千六百十七億三千三百九十六万円余、船舶三千八百八十四億四千六百三十八万円余であり、減少が政府出資等三兆三千六百五十六億三千九百九十五万円余、工作物四千五百五十四億六千七十七万円余、土地四千十一億九千六百九十四万円余である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

令和三年四月十二日

決算行政監視委員長 馬淵 澄夫

衆議院議長 大島 理森殿

平成二十八年年度国有財産無償貸付状況総計算書に関する報告書

一 本件の内容

無償貸付を行った国有財産の平成二十八年年度中の増減額は、総増加額千九百一十一億八千二百七十二万円余、総減少額千六百六十八億九千三百二十万円余であり、差引き純増加額は二百四十二億八千九百五十一万円余である。

これを平成二十七年未現在額一兆五百六十三億二千三百三十五万円余に加算すると、平成二十八年未現在額は一兆八百六億二千二百八十六万円余である。

平成二十八年未現在額の内訳の内訳は、公園の用に供するもの一兆四百五十五億二千八百六十三万円余、緑地の用に供するもの百四十一億七千四百五十五万円余等である。

なお、増減の主なものは、公園の用に供するもので、増加が千六百六十七億六千九百九十九万円余、減少が千四百三十二億九千九百一十六万円余である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

令和三年四月十二日

決算行政監視委員長 馬淵 澄夫

衆議院議長 大島 理森殿

平成二十九年年度国有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書

一 本件の内容

平成二十九年年度中の国有財産の増減額は、総増加額六兆五千二百九十三億九百七十五万円余、総減少額五兆七千三百一十一億五千五百二十二万円余であり、差引き純増加額は八千六百六十一億九千四百六十二万円余である。

これを平成二十八年未現在額百六兆七十九億九千八百八十七万円余に加算すると、平成二十九年未現在額は百六兆八千二百四十一億八千六百五十万円余である。

平成二十九年未現在額の内訳の内訳は、区分別にみると、分類別では行政財産二十三兆七千六百五十三億四千九百四十一万円余、普通財産八十三兆五千八百八十八億三千七百八十八万円余であり、区分別では政府出資等七兆七兆千八百八十二億千七百四十四万円余、土地十八兆二千六十二億九千三百三十九万円余、建物三兆四千四百十三億三千六百三十七万円余、立木竹二兆九千九百七十九億二千六百九十三万円余、工作物二兆六千五百九十億三千八百二十二万円余等である。

なお、区分別の増減の主なものは、増加が政府出資等四兆四千五百八十四億七千二百二十五万円余、土地六千六百八十九億九千九百八十八万円余、工作物三千三百八十一億九千九百八十八万円余、減少が政府出資等三兆九千五百九億五千七百十六万円余、土地四千三百二十億二千二百三十九万円余、工作物四千二百二十八億三千三百五十九万円余である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

令和三年四月十二日

決算行政監視委員長 馬淵 澄夫

衆議院議長 大島 理森殿

平成二十九年年度国有財産無償貸付状況総計算書に関する報告書

一 本件の内容

無償貸付を行った国有財産の平成二十九年年度中の増減額は、総増加額千五百二十四億四千六百七十七万円余、総減少額千二百二十二億五千七百七十四万円余であり、差引き純増加額は三百一億九千五百三十三万円余である。

これを平成二十八年未現在額一兆八百六億二千二百八十六万円余に加算すると、平成二十九年未現在額は一兆千八百八億七百八十九万円余である。

平成二十九年未現在額の内訳の内訳は、公園の用に供するもの一兆七百七十九億九千四百四十万円余、緑地の用に供するもの百四十六億二千二百二十万円余等である。

余、減少が千八百六億四千五百六十二万円余である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

令和三年四月十二日

決算行政監視委員長 馬淵 澄夫

衆議院議長 大島 理森殿

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
東京一〇五―八四四五 二番五号港区虎ノ門二丁目 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
一〇円	一一円